

問題の全体像

3つの場面で3つの問題

| | 憲法レベル ⇒ 違憲 | 法案レベル ⇒ 欠陥 | 政策レベル ⇒ 不当 |
|---------------------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 限定的？ 集団的自衛権 | 確定した 憲法解釈違反 | 第2、第3要件 は法律に無い | ホルムズは不要 日本海有事では 間に合わず |
| 後方支援 という 名の 兵站 | 武力の行使or 密接不可分な 準備行為 | 支援対象の 正当性問わず 自衛隊のリスク | 自国の個別的 自衛権を犠牲 に？ |
| 武器等防護に おける 武器使用 | 先制攻撃か 完全な集団的 自衛権 | 自衛“官”が 米艦や航空機 を防護 | 自衛官に法の 不備しわ寄せ |

集団的自衛権行使の枠組み

専守防衛を放棄した解釈

| 従来 | 解釈変更後 |
|---|---|
| <p data-bbox="220 622 948 865">我が国に対する武力攻撃またはその実行の着手があることを前提に、</p> <p data-bbox="220 976 948 1219">専守防衛という枠組みにおける必要最小限度の武力行使は可能</p> | <p data-bbox="1006 622 1734 865">我が国に対する武力攻撃や我が国への攻撃もその意図もなくとも、</p> <p data-bbox="1006 976 1748 1305">新三要件を満たせば、必要最小限度の武力行使として反撃可能(実質先制攻撃?)</p> |

集団的自衛権行使の違憲性

一方的な解釈改憲

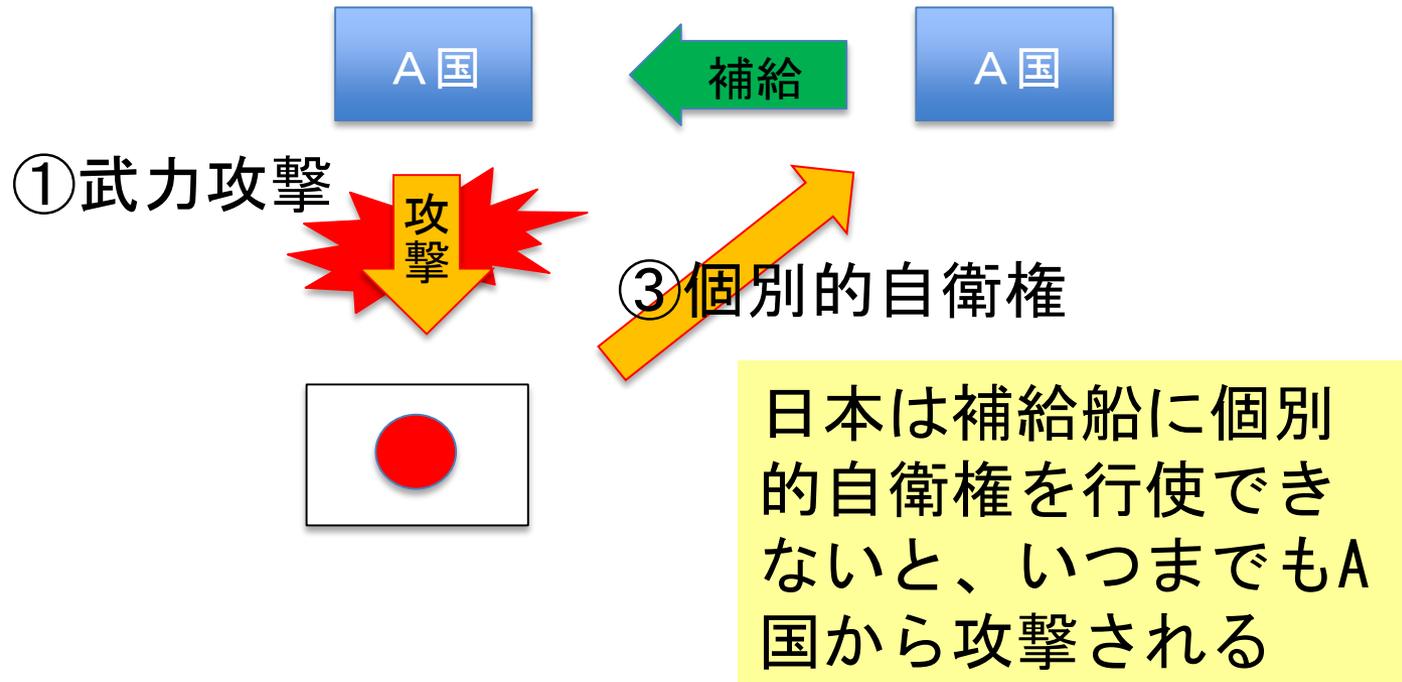
| 政府見解 | 反論 |
|--|---|
| 我が国に対する武力攻撃がなくても新三要件を満たせば行使できる | 法体系上“我が国に対する武力攻撃”が自衛権行使の前提（自衛隊法第76条、第88条） |
| 従来の政府見解においては、限定的な集団的自衛権の行使の可否については議論されてこなかった | 集団的自衛権の限定的行使は過去の国会審議でも繰り返し議論され否定されている |

法案レベル・集团的自衛権行使(存立危機事態防衛)問題点まとめ

| 新三要件 | 現在の条文への記載の仕方 | 条文への記載に関する問題点 |
|---------------------|----------------------------------|--|
| 第1要件: 存立危機事態 | 明記 | — |
| 第2要件: 他に適当な手段が無い | 対処基本方針に「他に適当な手段が無い」と認められる理由を記載する | 「他に適当な手段が無い」ことが、武力行使の 直接の要件 になっていない |
| 第3要件: 必要最小限 | 「事態に応じ合理的に必要と判断される限度」 | 一般に存立危機事態防衛では 必要最小限度 と合致しない |

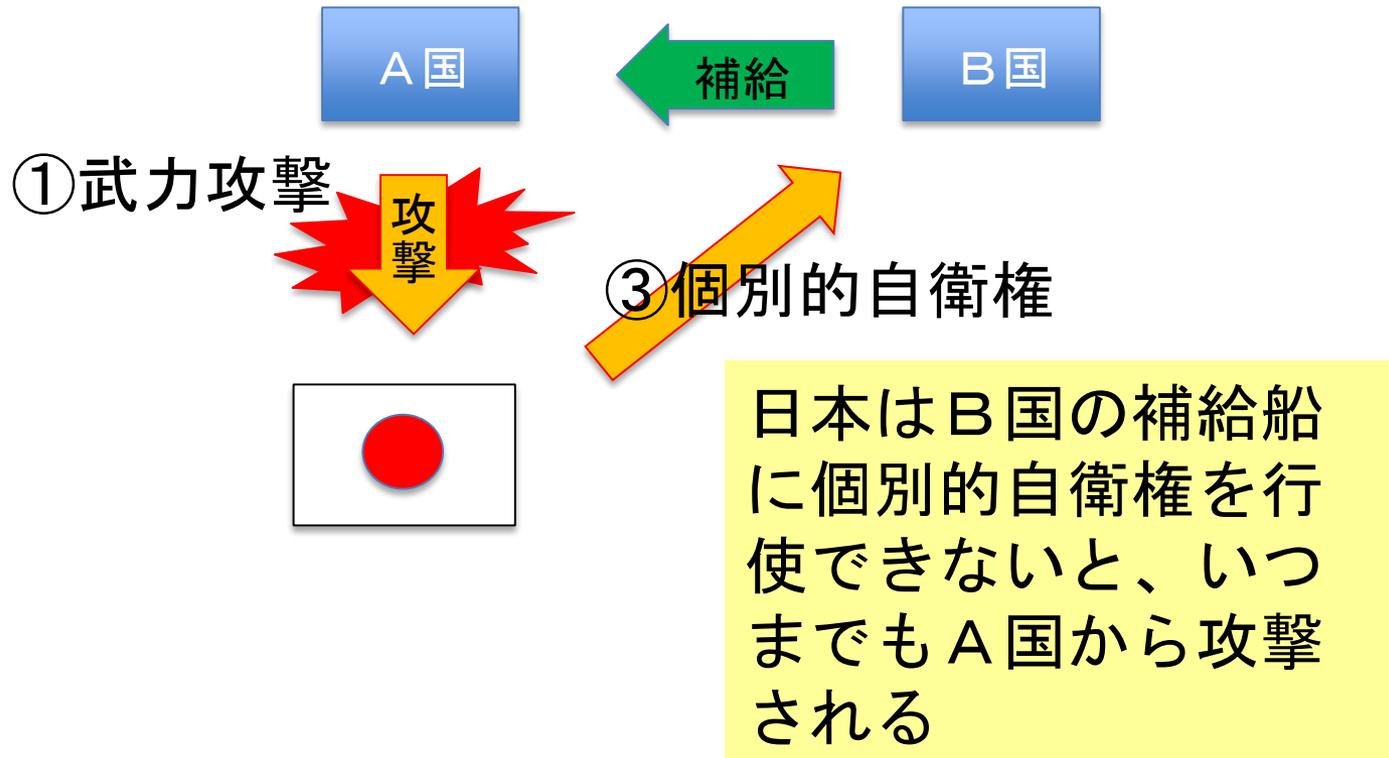
後方支援による武力行使の一体化

②公海上で、A国の攻撃へりに
A国補給艦が給油、弾薬補給



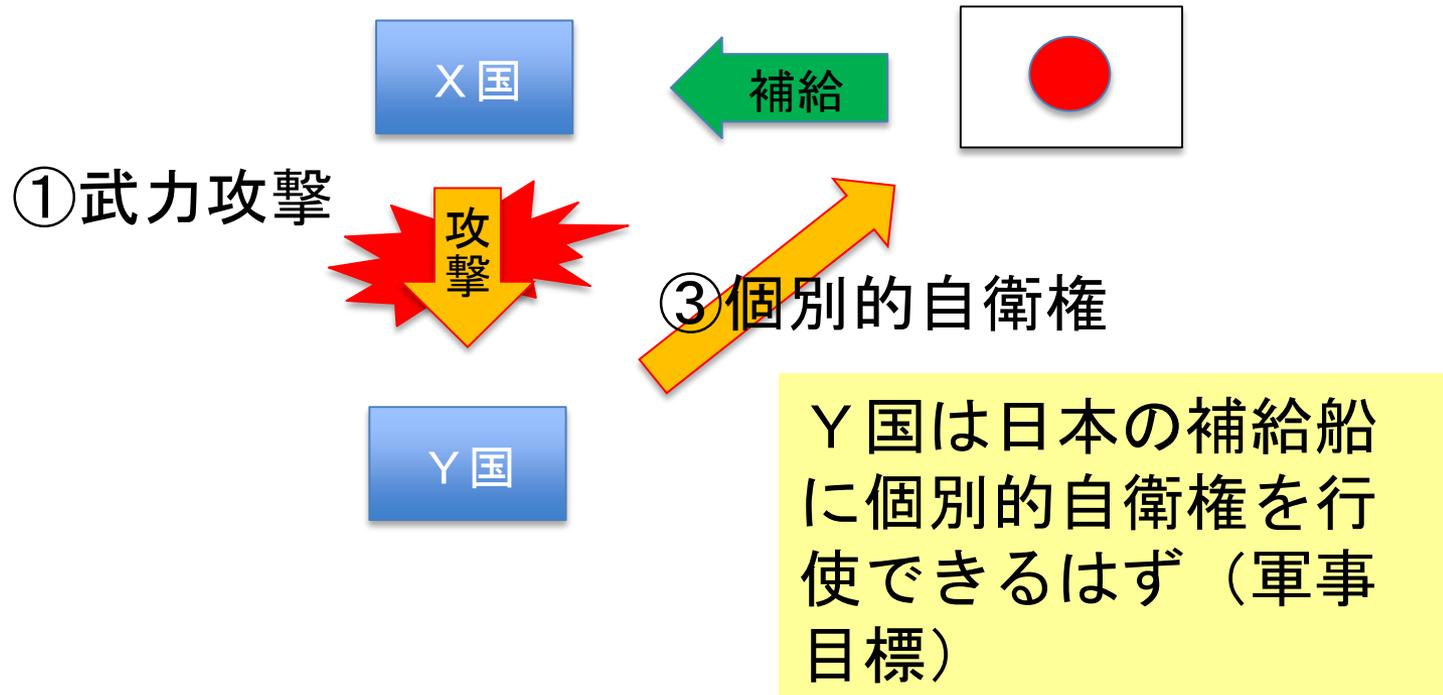
後方支援による武力行使の一体化

②公海上で、A国の攻撃へりに
B国補給艦が給油、弾薬補給



後方支援による武力行使の一体化

②公海上で、A国の攻撃へりに
給油、弾薬補給



自衛官の武器使用は武力の行使

主語が自衛官でも違憲

| 政府見解 | 反論 |
|--|---|
| <p data-bbox="63 564 923 721">組織的に武器を使用すると武力の行使になる</p> <p data-bbox="63 913 923 1163">→自衛官が個々人で武器を使用するから、武力の行使に当たらない(政府見解)</p> | <p data-bbox="967 564 1792 892">米国艦船や航空機を防護するためには、ミサイルの撃墜できるくらいの武器使用が必要</p> <p data-bbox="967 1006 1802 1163">→自衛官を主語にしたとしても、明らかな武力の行使</p> |

自衛官に法の不備のしわ寄せが

法的地位

武器使用の主語は
自衛官 →

正当防衛・緊急避難
以外は不当な武器
使用に →

上官の命令に従う
義務(第122条の2) →



実際の任務

米国の艦船・
航空機の防護

駆けつけ警
護・治安維持
等の任務遂行

まとめ

- 今回のいわゆる安保法案は、
「違憲」「欠陥」「不当」法案である。
- 論理的に法案の問題が明確になっているのに、無理やり多数決をとるのは、単なる多数決主義であって民主主義ではない。
- 良識とは、多数に奢ることなく、胸を張れる手続きを履践することから生まれる